

施設の廃止措置の進め方について

1. 令和4年度の方針

もんじゅ、ふげん、東海再処理施設以外の施設の廃止措置に向けた予算の配分については、限られた経営資源を使ってリスク低減等を効果的に進めるため、施設中長期計画に基づいて優先順位を考慮し進めていくものとしている。

次期中長期目標を踏まえ、令和4年度は、以下の方針で廃止措置及び放射性廃棄物の廃棄体化に向けた処理等を進める。

【廃止措置】

- ・次期中長期目標期間において合理的な廃止措置手法の確立と廃止措置の終了実績を積むため、モデル施設を定めて優先的に予算を配分して廃止措置を進める。
- ・合理化の観点から新たに可能なものは複数年契約で廃止措置を進める。
- ・上記以外の廃止措置施設は安全を確保しつつ施設を維持するとともに、優先度に応じて廃止措置を進める。

【廃棄体化に向けた廃棄物処理等】

研廃埋設事業の初期の埋設対象として考えている原子炉系(ふげん、原科研、大洗研)の廃棄物の廃棄体化を優先的に進めるため、それらの廃棄物分析や廃棄体化設備整備を進める。令和4年度は原子炉系廃棄物の分析等を優先的に進める。

また、放射性廃棄物の合理的な処理処分に向けた技術開発を進める。

【核燃料物質の集約等】

廃止措置を進めるうえで、施設内の核燃料物質等をできるだけ早期に搬出することが重要であり、核燃料物質等を集約する施設の整備や搬出に係る準備を計画的に進める。

2. 令和5年度以降の方針

基本的には令和4年度の方針を継続するが、加えて、令和4年度に施設リスク(放射性物資保有量等)及び費用対効果(廃止措置費用に対する維持管理費及び職員人件費の削減効果)に基づいた廃止措置優先度の具体化に取り組み、その結果を反映して対応していく。

以上